

## 令和7年 第9回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和7年9月25日（木）15時00分から15時30分

2. 開催場所：宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	岡村 宏一	—
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	—

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	農業委員会委員の辞任の意向について
日程第5	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局

産業観光課長	小川 英一郎
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主事	杉本 花英
農地調整担当主事	阿久津 実里

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(職務代理)

皆さん、こんにちは。

本日は、会長がお休みなので、私が代理人を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第9回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「1番 大島悟委員」と「2番 金窪実委員」を指名します。

(職務代理)

続きまして、日程第2・議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■地内の田1筆で面積は合計284m<sup>2</sup>でございます。

譲渡人は茨城県にお住まいの方で、譲受人は宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請地は以前から譲受人が管理耕作を行っており、今後も引き続き管理を継続していく予定であることから、双方話し合いの結果今回の申請に至ったとのことです。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定による許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■の西側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、水稻を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮

代町内に4筆、総面積は1,870m<sup>2</sup>になります。本来、経営面積が20a未満の方が農地を取得する際には、3条許可申請を行う前に営農計画書を提出していたとき、審査を受けてから3条許可の申請をする仕組みになっております。今回は譲受人が以前から管理を行っていることを双方から確認ができ、譲受人についても耕作能力が十分にあると判断できたことから、3条許可からの申請としております。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さんにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

#### (現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」、「コンバイン」、「田植え機」、「乾燥機」を各1台所有しており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、本人が年間100日、世帯員が50日従事と記載されておりました。

通常、「年間150日以上耕作に必要な農作業に従事すること」が一般的ではありますが、申請者の取得予定面積が少ないため、必要十分な農作業従事日数は確保し得ると考えます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願ひします。

(職務代理)

それでは御審議お願いいたします。

(■■番 ■■委員)

先ほど■■職務代理・■■委員・事務局と私で現場を確認して参りました。適切に耕作されており、今の事務局の説明で間違いないと思います。御審議の程よろしくお願いいいたします。

(■番 ■■■委員)

地元委員です。いつも周りで見ていますが、譲受人はずっと耕作を行っている方なので問題ないと思います。御審議の程よろしくお願いいいたします。

(職務代理)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(職務代理)

全員挙手とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることとします。

(職務代理)

続きまして、日程第3・議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。

それでは、事務局説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■地内の畠2筆の一部で、面積は合計 400 m<sup>2</sup>を利用する計画となっております。譲受人は神奈川県横浜市にお住まいの方です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「自己用住宅」です。権利の種類については、「使用貸借権の設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は現在、神奈川

県内の賃貸住宅に居住しておりますが、家が手狭になり、自己用住宅の建設をきめたところ、父親が所有していた今回の申請地を紹介され、譲受人の希望に合った土地であったことから今回の申請に至ったとのことです。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■の東側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が1筆ございますが、所有者より同意を得ているため問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。今回の申請地はこちらの赤枠部分です。隣地と接している部分については被害防除作としてコンクリートブロックとフェンスを設置する予定です。排水については合併浄化槽に接続し、道路側溝に放流する予定です。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

(職務代理)

それではこの件について御審議願います。

(■番 ■■委員)

先ほど■■職務代理・■■委員と現場を確認して参りましたが、問題ないと  
思います。御審議の程よろしくお願いします。

(職務代理)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」として  
よろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

全員挙手のことですので、この件については「やむを得ない」とすることと  
いたします。

(職務代理)

続きまして、日程第4・議案第18号「農業委員会委員の辞任の意向について」  
を上程いたします。

それでは、事務局説明お願いいいたします。

(事務局)

それでは御説明いたします。

資料等は特にございませんので、説明だけ聞いていただければと思います。

令和7年9月10日付けで■■■■委員から辞任願が提出されました。辞任の理由は「一身上の都合」ということでございますが、具体的には健康上の理由ということでございます。

■■委員におかれましては、予てより御自宅において療養を続けておりましたが、御本人からお話を伺ったところ、「今後の活動も困難であり、これ以上農業委員会の皆様にご迷惑をおかけすることはできない」とのことでした。

委員の辞任に関しましては、「農業委員会等に関する法律」第13条第1項におきまして、「委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されております。このことから、今回、農業委員会総会に議案として上程させていただき、同意を求めるものでございます。

なお、「町長の同意」につきましては、「9月16日付けの決裁」にて同意を得ております。本総会におきまして委員の皆様による同意を得た場合には、それをもとに、町長へ答申書に本総会の議事録を添えて提出し、「町長の決裁日をもって辞任の日」という形となります。

事務局からの説明は、以上でございます。

(職務代理)

ただいま事務局から説明がございました。この件に関しまして質疑はございませんか。

無いようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

全員挙手とのことですので、■■■■委員の辞任について同意することに決定いたしました。

続きまして、■■■■委員の辞任に伴う委員の補充に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

■■委員の辞任に伴います「委員の補充」につきましては、「宮代町農業委員会の委員選任に関する規則」第9条第1項におきまして、「農業委員会の委員に

について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、法令及びこの規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない」と規定されており、また、第2項において、「委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに委員を補充しなければならない」と規定されております。

法令等の規定上、農業委員が1名欠員するごとに即時補充をする必要というのではないのですが、今回の事案につきまして埼玉県農業会議へ相談させていただいたところ、「1名であっても、委員の欠員が生じることによって農業委員会の適切な事務や地域計画の見直しや更新等に向けた調整・協議を進めていく上で農業委員会活動に支障がある場合には、委員を補充する必要があります」との助言をいただいたところでございます。

このようなことから「委員の補充」を行うこととさせていただきたいと存じます。

なお、「委員の募集」に関しましては、農業委員の改選時と同様に「農業委員の推薦・募集要領」を作成いたしまして、町ホームページ等で周知を行い、1月から28日間の募集期間を設けて募集を行っていくこととなります。

最終的には、3月開会予定の町議会定例会においての同意を得て、町長から4月に任命されるという流れとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

#### (職務代理)

ただいま事務局から委員の補充に関しまして説明がございました。なにか質問はございませんか。

無いようでございます。それでは委員の補充に関しましては事務局で手続を進めていくことといたします。

#### (職務代理)

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告お願ひいたします。

#### (事務局)

今回の報告事項について御説明させていただきます。今日は各種届出の締め日が9月10日となっておりました。4条届出が1件、5条届出が6件ございましたことを御報告いたします。以上でございます。

#### (職務代理)

ただいまの報告につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく、専決事項であります。

のことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。  
以上をもちまして、令和7年第9回農業委員会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

それでは事務局、事務連絡をお願いします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和 7 年 10 月 24 日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_